

多治見西高等学校附属中学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月 1 日

本校において、全ての生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に参加すること意欲と喜びを感じることは、本校の教育目標の前提となるものです。いじめは、被害者にとって学校生活でのあらゆる可能性を奪い、重大な場合にはその後の人格形成にも影響を与えうるという点から、また建学の精神に則り教育活動をおこなう本校の特性からも、いじめをにつながる生徒環境をゆるすことはできません。私たち学校職員は全力を挙げていじめの防止といじめへの対策を講じます。以下に、いじめ防止基本方針として、本校として取り組む具体的な方針と防止・対策の方法を提示します。

1 本校のいじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

① いじめ防止対策推進法 第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ行為と認定すべき事例

- a 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- b 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- c 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- d ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- e 金品をたかられる。
- f 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- g 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- h パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なこと、名誉を毀損される等。

③ いじめ行為の判定に際して

まず、いじめはどの生徒でもどのクラス・集団でも起こりうることという認識をもち、想定された以外の行為によるケースもあることおよび被害生徒がそれを否定するケースもあること等を踏まえたうえで、慎重にいじめ行為であるか否かを判断する。

(2) 学校の役割

① いじめが起こりにくい土壌形成に努める

- 1, 学校教育全体を通じて、人権の尊さを生徒に浸透させ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒全員に徹底する。
- 2, 学年・クラス・部活動・通学集団等においていじめが起きにくい人間関係を涵養するとともに、職員が生徒一人ひとりを温かく見守る態度を通じて生徒が相談しやすい環境を形成する。
- 3, 生徒の活動に民主的・自律的な精神向上を意識した手法を取り入れ、生徒一人ひとりが自

己愛と周囲への貢献意識を高める指導を進める。

②いじめに対する早期発見・早期対応に努める

- 1, (職員) 全職員が「どの生徒でもいじめを行いうる、またいじめを受けうる」の意識をもち、生徒の変化、生徒間関係の変化を機敏につかむ。
- 2, (組織) 校内いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ対策が適切に行われているかを検討する。また、定例職員会議・担任会議において、生徒間の対人行動の変化や相談内容を共有しいじめの可能性を早期に共通理解する。
- 3, (調査) 定期的に、全生徒を対象としたいじめに関する調査を行い、いじめの発生を早期に把握する。また全職員は、いじめの可能性のある状況を察知した場合は、即刻校長に報告する義務を負う。

③いじめが起こった場合に適切に対処する

- 1, いじめの報告があった場合、速やかに校長は職員会議を招集し、組織的な対処を行う。
- 2, 事実および関係生徒の内面的状況の把握を第一に行い、ついで被害生徒の保護と支援および家庭への連絡を迅速に行う。加害者生徒への指導においては、社会性の向上および人格形成に主眼を置いて行う。ただし、本校の教育理念上やむを得ない場合には、いじめ加害者に対する処分をも含む対処を行う。
- 3, いじめが重大事態である場合は、校長は拡大いじめ防止対策委員会を招集し報告する。当委員会は、調査方法および被害者保護、加害者への措置を検討し実施する。また必要に応じて学園理事会、県担当部署等に報告を行う。

2 本校のいじめ防止および対処のための組織

(1) いじめ防止および対処のための組織

①校内いじめ防止対策委員会

いじめ対策防止推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする

に従い、本校は次の委員会を置く。

名称 校内いじめ対策委員会

構成員 (学校内) 校長 教頭 生徒指導主事 各学年代表教諭 養護教諭
(学校外) スクールカウンセラー 保護者代表

役割 (1)いじめ防止策立案およびその実施、いじめに関わる調査の実施およびその結果について、妥当性を審議する。
(2)発生したいじめ事案について、調査結果および事後指導についての審議。
(3)重大事態の可能性のあるいじめ事案について、調査方法・対処法の立案および実施および事後の経緯確認。

②拡大いじめ防止対策委員会

いじめが重大事態と認められた場合、校内いじめ防止対策委員会に次にあげる者から校長が依頼する者を加えて開催運営する。ただし、いじめ事案に関係者およびその利害関係をもつ者は除く。役割として①における(3)および県・国の関係部署への報告を行う。

加わる構成員の例 学園理事・地域代表・臨床心理士・弁護士・医師・その他の学識を有する者

(2) 校内組織

①学校全体

- 1, 行事計画・道徳教育計画を通じて、人権意識の向上を促す取組の計画と実施。
- 2, 建学の精神に則った、人とのつながり、個としての生き方の意識向上
- 3, 職員間の情報共有、生徒への適切な指導の方向付け
- 4, 生徒の個人情報保護体制の推進

②生徒指導部

- 1, ハイパーQ U調査、校内いじめアンケート等の調査の計画及び実施。
- 2, いじめの可能性のある場合の聞き取り調査
- 3, 日常的クラス状況からの注意喚起
- 4, 通学バス・登下校・部活動等における状況把握

③教育相談

- 1, 学校生活に不安を持つ生徒の把握、教育相談活動からのいじめに関わる問題提起
- 2, いじめ対応等に関わる職員研修の推進

④教務・学習推進部

- 1, わかる授業・充足の得られる学習活動の推進

⑤広報部

- 1, 入学生徒の小学期の状況把握。

⑥クラス担任

- 1, 生徒の内面的把握、人間関係把握。いじめに関わる問題行動の早期発見
- 2, 人権意識、良好な人間関係を育成するクラス運営
- 3, いじめ関係生徒への事後指導
- 4, 家庭との密接な情報共有。生徒に関する家庭との共通理解

⑦クラブ顧問・委員会顧問

- 1, 活動を通じて建学の精神に則った精神性の涵養 適切な上級生・下級生の関係育成
- 2, クラブ委員会内でのいじめに関わる問題の早期発見と報告

3 本校のいじめ問題発生時の対処

(1) いじめの発見および通報を受けた時の対応

①いじめ行為を発見した場合

- (1) すぐにその行為を止めさせる。いじめではないケースの可能性があってもまず止める。
- (2) 校長により職員会議を招集し、周辺事情・過去に遡る経緯等を検討し、いじめとしての認定、被害者生徒の保護、加害者生徒への指導、調査方法、保護者への説明連絡等について検討する。以降、調査・指導・説明について詳細に記録し、保存する。
- (3) 典型的ないじめではないと判断された場合も、被害生徒の保護と周辺生徒への指導を継続する。
- (4) いじめであると判断された場合は、臨時校内いじめ防止対策委員会を開催し、詳細な経緯、

指導、事後の対処について検討決定する。関係部署に報告を行う。

②いじめの通報・相談を受けた時の対応

- (1) 通報者・相談者に対し真摯に事情を聞き、校長に報告し職員会議を招集する。以下、①と同様に対処する。
- (2) ネット上の書き込み等、加害者の特定がすぐにできない場合は、まず被害の拡大を避けるため、保護者と連携しプロバイダへの削除依頼、法務局への相談・警察への調査依頼を行う。

(2) 重大事態となった場合の対処

①拡大いじめ防止対策委員会の招集

- (1) 校長が、拡大いじめ防止対策委員会を招集する。いじめ防止対策委員会に加え、臨床心理士・地域代表者の他、必要と判断した者を加えて編成する。

②拡大いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 被害の状況の報告を行い、被害者家族への説明、警察等への報告・県知事への報告を行うとともに、調査方法・関係生徒の扱い等を協議決定し、学校を通じて実施する。
- (2) 事案の公表に当たり、当該生徒の個人情報の扱いについての判断を行う。
- (3) 当該生徒および家族の保護・支援、加害者生徒およびへの指導、周辺生徒へのケア等について方策を考案し、学校を通じて実施する。
- (4) 事後の役割として、いじめ防止の強化、学校内の正常化について提言を行う。